

福井県内のPCB廃棄物の処理が始まりました。

北海道PCB廃棄物処理施設は、平成20年5月から操業を開始しました。

平成20年6月には、北海道でのPCB廃棄物の処理が始まり、平成20年7からは東北、北関東、北陸および甲信越の15県のPCB廃棄物についても処理が開始されました。

北陸ブロック（富山、石川、福井）の少量保管事業場（1～29台を保有する事業場）では、平成21年度以降、毎年8月・10月または、7月・8月が重点搬入月間となります。

1 北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業における搬入計画

年度		19	20	21	22	23	24	25	26
少量保管事業場 (1～29台保有する事業場)	北陸ブロック (富山県 石川県 福井県)	—	11月	8月 10月	7月 8月	8月 10月	7月 8月	8月 10月	7月 8月
		(重点搬入月間)							
多量保管事業場 (30台以上保有する事業場)		—	←—————→						

※ 搬入計画は、北海道、室蘭市及び15県からなる広域協議会で示されたものです。

※ 30台以上を保有する事業者の事業場で保管するPCB廃棄物については、計画的な処理を行うためのベースロードとして、重点搬入月間に係わらず処理期間を通して搬入を行うことが可能です。

2 北海道PCB廃棄物処理事業において処理するPCB廃棄物

トランス類	PCBを使用した高圧トランス、低圧トランス、リアクトル、計器用変成器、放電コイル及び整流器等で10kg以上のもの
コンデンサ類	PCBを使用した高圧コンデンサ、低圧コンデンサ及びサージアブソーバで10kg以上のもの
PCB油類	廃PCB及びPCBを含む廃油

※ 低濃度PCB汚染物は除きます。

3 PCB廃棄物の計画的な処理指針における搬出方針

次の方針に基づき、北海道PCB廃棄物処理施設への搬出を進めます。

- ア 受入基準、受入計画等に基づき計画的、効果的な搬出に努める。
- イ 長期保管に課題がある廃業した中小事業者等からの搬出を優先的に進める。
- ウ 高圧トランス等を30台以上保有する事業場を有する事業者は、自社の処理計画を策定し、県に提出するとともに、計画的に搬出する。

4 多量保管事業者に係るPCB廃棄物処理計画策定報告書

30台以上保有する事業場は、日本環境安全事業株式会社と個別に協議調整のうえ「多量保管事業者に係るPCB廃棄物処理計画策定報告書」を県（健康福祉センター）に提出して下さい。

なお、報告書の様式および提出時期等は、別途、県から、対象事業場にご連絡しています。

5 福井県内の搬出計画（少量保管事業場）

日本環境安全事業株式会社では、PCB機器等に関する情報の登録を行った事業場を対象に、搬出する時期について、次の順番を基本として各事業場にご案内します。

1. 長期保管に課題がある廃業した中小企業者等

- ・中小企業者等の解散または事業の廃止によりPCB廃棄物を保管することとなった個人
- ・清算人、破産管財人をおく法人または実質的に事業を行っていない法人

2. 早期登録番号の小さい事業場から（申込み順）

効率的な収集運搬の観点から、福井県の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者による、ルート回収業務などへの協力をお願いします。

○保管事業場における

早期登録の状況（H21.8末現在）

	トランス	コンデンサ
多量保管事業場	89台	317台
少量保管事業場	39台	1102台

6 少量保管事業場の搬入までのスケジュール（目安）

時期	日本環境安全事業株式会社(JESCO)の実施内容
搬入の6ヶ月前まで	処理対象となる事業者に対し、説明会のご案内を送付
搬入の5ヶ月前まで	少量保管事業者説明会（処理委託契約、中小企業者等軽減制度申請等に係る個別指導）
搬入の4ヶ月前まで	中小企業者等軽減制度の申請（処分料金の70%軽減）
搬入の3ヶ月前まで	中小企業者等軽減制度の判定結果通知
搬入の2ヶ月前まで	処理委託契約締結（JESCO）、収集運搬委託契約締結（収集運搬業者）
搬入の1ヶ月前まで	処理料金入金確認（JESCO）
搬入まで	搬入時期の調整及び確定の連絡（JESCOと調整した収集運搬業者）

※JESCOでは、PCB機器等に関する情報の登録を行っている事業場を対象にご案内しますので、未登録の事業場は早急にJESCOへPCB機器等に関する情報の登録を行って下さい。

7 問い合わせ先

日本環境安全事業株式会社（JESCO） 〒051-0087 室蘭市仲町14-7
北海道事業所 Tel.0143-22-3111

福井県安全環境部循環社会推進課 〒910-8580 福井市大手3-17-1
Tel.0776-20-0317